

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 226 号 別冊

総コ第 501 号
令和 8 年 2 月 27 日

横浜市代表監査委員
酒井 良清 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室
電 話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

包括外部監査・未措置案件一覧

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R06	こども青少年局	【意見79】	184	地域子育て支援課	横浜市医師会に対する事務手数料定額制からの変更について	<p>本委託事業における受託者は横浜市医師会であり、横浜市医師会は本委託事業を実施する産科医療機関の選定等にかかる事務作業や各産科医療機関から提出される報告書などの取りまとめを実施している。</p> <p>また、横浜市からは本委託事業を実施する全産科医療機関分の委託料総額に事務手数料132,000円を加算した額が横浜市医師会に支払われているので、横浜市医師会は各産科医療機関への清算役割を担っていると考えられる。</p> <p>本委託事業は現在10の産科医療機関において実施しているが、市は今後この数が増加すると見込んでいる。</p> <p>現在、横浜市医師会への委託料は産科医療機関の数に関わらず、定額の年間132,000円であるが、今後、本委託事業を実施する産科医療機関の数が増加することを考えると、一産科医療機関に対する単価を設定するなどの対応を、現時点で行っておくことが望ましい。</p>	<p>意見を踏まえ、令和8年度契約から、定額を改め一産科医療機関に対する単価設定へと契約を変更しました。</p>
2	R03	政策経営局 旧:政策局	【意見全-1】	30	横浜市全体	自主事業の明確化	<p>横浜市として実施すべき自主事業について以下の点に留意し、指定管理者が容易に活動でき、発展し、継続して展開できるような指針を示すべきと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自主事業の定義を明確にする必要がある。 ② 指定管理業務と自主事業を明確に区分する必要がある。 ③ 自主事業の目的と効果測定手段を明確にする必要がある。 ④ 自主事業実施に係る損益の計上科目及び内容を明確にする必要がある。 <p>特に、自主事業を実施する担当者の人件費のように指定管理業務と共通して発生する経費についての取り扱いを明確にする必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 指定管理者のインセンティブとなる自主事業実施の仕組みを構築する。 ⑥ 自主事業の展開による、指定管理料縮減の方法を明示する必要がある。 	<p>令和7年9月に横浜市指定管理者制度運用ガイドラインを改正し、意見を踏まえた自主事業の実施に関する指針を新たに示しました。併せて、指定管理者が行う事業の類型を整理し、自主事業の定義を明確にするとともに、同年11月には運用に係る実務手引きを作成し、11月11日に施設所管課及び指定管理者に向けて、自主事業を行う際の事務手続きや留意点等を示しました。</p>
3	H18	港湾局	【指摘】	50	客船事業推進課 (旧:賑わい振興課)	横浜港大さん橋国際客船ターミナルの収支計画の見直しを求めるもの	<p>既に平成17年度の時点で、機能債を償還期限の30年で完済する事業収支計画の達成は著しく困難な状況にあるものと考えられる。オープンして4年程しか経っていない段階で、これ程の予算と実績の差額が発生している状況は、当初の収入見込に甘さがあったと考えられる。早急に新ターミナルの厳しい収支状況を市民に開示した上で、事業収支計画を見直し、適切な予算措置を講ずる必要がある。</p>	<p>横浜港大さん橋国際客船ターミナルでは、平成18年度に指定管理制度を導入し、その収支については指定管理者の事業報告書により公表しています。また、建設時に発行した機能債については、策定された償還計画に基づき令和14年度までに償還を完了させる予定です。</p> <p>なお、今後も一般財源の節減とクルーズ船寄港促進を通じて歳入確保に取り組むことで、償還財源の創出を続けてまいります。具体的には、横浜港大さん橋国際客船ターミナルの運営にかかる一般財源の節減については、これまでに指定管理者制度を導入することで歳入増・歳出抑制に取り組んでまいりました。また、クルーズ船寄港にかかる入港料や岸壁使用料の減免及び補助制度等を廃止したことに加え、設営や警備等の受入経費に対する受益者負担として旅客受入設備関連使用料の徴収を新たに開始するなど歳入増の取り組みも実施しています。</p>